

平成28年9月23日提出

提出者 松山市議会議員 杉村千栄

小崎愛子

梶原時義

武井多佳子

平成28年9月27日 否決

8,000Bq/kg以下除去土壌の再生利用方針の再検討を求める意見書について

8,000Bq/kg以下除去土壌の再生利用方針の再検討を求める意見書を次のとおり提出します。

記

8,000Bq/kg以下除去土壌の再生利用方針の再検討を求める意見書

2016年6月、環境省は、福島県内の除染に伴い発生した土壌や廃棄物等は最大約2,200万立方メートルと推計し、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会」の「減容処理後の浄化物の安全な再生利用に係る基本的考え方骨子」で、①県外最終処分に向けて除染土壌をできるだけ減らす、②土壌を資源として使用するという2つの観点から除染土壌の再利用を行う方針を示しました。使用先は、道路、海岸防災林、防潮堤、土堰堤、土地造成など、全国の公共事業が対象になるとしています。再利用する汚染土壌のセシウム濃度（134、137の合計）は、放射性物質汚染対処特措法に基づき、8,000Bq/kg以下にするとしています。

しかし、環境省はこれまで放射性廃棄物のセシウム濃度について、原子炉等規制法に基づき100Bq/kgが、「廃棄物を安全に再利用できる基準（クリアランスレベル）」であり、放射性物質汚染対処特措法に基づき8,000Bq/kgは、「廃棄物を安全に処理するための基準」としてきました。放射性物質汚染対処特措法に基づき8,000Bq/kg以下の除去土壌の再生利用は、原子炉等規制法の100Bq/kg以下のクリアラン

スレベルの80倍となり、原子炉等規制法の基準と放射性物質汚染対処特措法の基準が併用されるダブルスタンダードの状態になります。

再生利用土壌に覆土をして遮蔽すれば放射線量が下がり問題ないとしています。しかし、道路の陥没や崩壊などが起これば、汚染土がむき出しになり、環境中へ流出する懸念があります。また、津波や台風など自然災害等で海岸防災林、防潮堤が破壊されれば、内陸や海へ流出する危険性も生じます。

放射性物質汚染対処特措法に基づいて、再生利用の基準が8,000Bq/kgに設定されれば、全国で使用されることになりかねません。安全安心な社会生活を営む上で極めて危険なことです。

よって、国に対し、放射性物質を含んだ除去土壌を公共事業で利用する方針の撤回等慎重な対応を再検討することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
環境大臣
復興大臣